

浜松医療センター新病院整備事業に関する基本協定書（案）

「浜松医療センター新病院整備事業」に関して、浜松市（以下「甲」という。）及び〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は浜松医療センター新病院整備事業について、甲が実施した施工予定者選定手続（以下「本選定手続」という。）において、乙を選定したことを確認し、甲と乙による工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 甲及び乙は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

（技術協力等）

第3条 乙は、甲が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

2 甲は、乙が行う設計協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第9条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（契約手続等）

第5条 乙は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、見積書（工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を含む。）及び見積条件書（以下「見積書等」という。）を提出する。

2 甲及び乙は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

3 前項により価格等の交渉が成立した場合は、乙は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。

4 甲は第3項で提出された交渉結果を踏まえた見積書等に基づき予定価格を定める。

5 乙は甲の指定する方法により最終的な見積書等を提出し、甲と見積合せを行う。

6 甲及び乙は、前項の見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。

7 第2項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

（価格等の交渉の不成立）

第6条 甲、乙いずれの責にも帰さない事由により、価格等の交渉が不成立となった場合、

甲は、乙に対し施工予定者でなくなった旨とその理由を通知する。

2 価格等の交渉が不成立となった場合、本設計協力業務委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第7条から第9条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第8条 乙は、本協定に関連して甲から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第9条 本協定書に規定する各事項は、甲及び乙の書面による同意がなければ変更することはできない。

(その他)

第10条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地 浜松市中区元城町103番地の2
名 称 浜松市
代 表 者 浜松市長 鈴木 康友

乙 住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者